

## 特定不妊治療費助成制度の年齢要件については、 一部の方に限り、引き続き緩和されます。

令和3年度における「新型コロナウイルスの影響」に伴う「年齢要件」の緩和については、令和2年度中に43歳になられる方に限り、引き続き対象とされます。

※令和3年度中に43歳になられる方（S53年4月1日～S54年3月31日生まれの方）  
及び40歳になられる方（S56年4月1日～S57年3月31日生まれの方）は対象外と  
なりますので、ご注意ください。

### 年齢要件

○治療開始時の妻の年齢について

対象 S52年4月1日～S53年3月31日生まれの方

**43歳未満** から **44歳未満** に緩和

①令和2年度中に新型コロナウイルスの影響で治療を延期し、令和3年度から治療を開始した場合も対象となります。

②44歳の誕生日以降に開始した治療は対象外です。

○助成回数に関する妻の年齢について

対象 S55年4月1日～S56年3月31日生まれの方

出産につき初めて受けた助成の治療開始時の妻の年齢を

**40歳未満** から **41歳未満** に緩和

令和2年度中に新型コロナウイルスの影響で治療を延期し、令和3年度から治療を開始した場合も対象となります。

### お問い合わせ

○金沢市以外の市町にお住まいの方  
石川県健康福祉部少子化対策監室 TEL:076-225-1424

○金沢市にお住まいの方  
金沢市保健局健康政策課 TEL:076-220-2233

